

○富士見市空家等対策の推進に関する規則

平成29年6月26日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び富士見市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

(証明書)

第3条 法第9条第4項及び条例第8条第3項の証明書は、空家等対策に係る身分証明証（様式第2号）のとおりとする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の助言は、口頭により行うものとする。

2 法第14条第1項の指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(事前通知書)

第7条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）のとおりとする。

(意見聴取)

第8条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書（様式第7号）により行うものとする。

(標識)

第9条 法第14条第11項の標識は、標識(様式第8号)のとおりとする。

(緊急措置)

第10条 条例第8条第2項の規定による通知は、緊急措置実施通知書(様式第9号)により行うものとする。

(軽微な措置)

第11条 条例第9条第1項の規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁、柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の簡易な保護
- (4) 著しく繁茂した草木の簡易な切除
- (5) 堆積し、又は放置されている物品の移動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見市長



立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき下記のとおり立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 立入調査を実施する事由
- 3 立入調査の実施予定日 年 月 日

様式第2号(第3条関係)

(表面)

第	号	契印
身分証明証		
写 真	契印	所 属 部 課 氏 名 生年月日 発 行 日
	富士見市長 氏 名 印	

(裏面)

- 1 本証は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査、空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定に基づく緊急措置及び同条例第9条第1項の規定に基づく軽微な措置を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から5年間とする。
- 5 本証を紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 6 本証が不要になったときは、直ちに返納しなければならない。

用紙縦6センチメートル横9センチメートル

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見市長



指 導 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を執るよう、同法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 執るべき措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 措置の期限 年 月 日

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見市長



勸 告 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため、 年 月 日付け 第 号により対策を講じるよう指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を執るよう、同法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 執るべき措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 措置の期限

年 月 日

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見市長



命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため、年 月 日付け 第 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、同法第14条第3項の規定に基づき下記のとおり措置を執ることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 措置の期限 年 月 日

(教示)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。)

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置を執るよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を執ることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、富士見市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見市長



意見聴取実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第6項の規定に基づく意見の聴取を行うため、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見書の聴取を行う日時 年 月 日 午前・午後 時 分
- 4 意見の聴取を行う場所

様式第8号(第9条関係)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき措置を執ることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 措置の期限 年 月 日

富士見市長



様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見市長



緊急措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記特定空家等について、富士見市空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定により緊急措置を行いましたので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 措置を行った時期 年 月 日
- 4 措置に要した費用